

羽曳野市手数料条例 新旧対照表(第1条関係)

新				旧			
別表第12(第2条関係) その他の証明、写しの交付関係				別表第12(第2条関係) その他の証明、写しの交付関係			
項	事務	単位	金額	項	事務	単位	金額
1 ～ 20	省略			1 ～ 20	省略		
<u>21</u>	<u>引続き農業経営を行っている旨の証明</u>	<u>1件</u>	<u>200円</u>				
<u>22</u>	省略			<u>21</u>	省略		
備考	省略			備考	省略		

羽曳野市手数料条例 新旧対照表(第2条関係)

新		旧																																			
<p>(手数料を徴収する事務及び金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務並びに手数料の単位及び金額は、別表第1から別表第15までに掲げるとおりとする。</p> <p>2 省略</p> <p>第3条～第6条 省略</p> <p>    附則 省略</p> <p>別表第1～別表第5 省略</p> <p>別表第6(第2条関係)</p> <p>大阪府屋外広告物条例関係</p>		<p>(手数料を徴収する事務及び金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務並びに手数料の単位及び金額は、別表第1から別表第13までに掲げるとおりとする。</p> <p>2 省略</p> <p>第3条～第6条 省略</p> <p>    附則 省略</p> <p>別表第1～別表第5 省略</p>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府屋外広告物条例(昭和24年大阪府条例第79号)第3条第1項、第8条の2第1項又は第15条第1項若しくは第2項に規定する許可の申請に対する審査(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条に規定する届出をした政党、協会その他の団体が、はり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとする場合を除く。)</td> <td>アドバルーン</td> <td>1個</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>広告幕</td> <td>1枚</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>立看板</td> <td>1枚</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>はり紙又ははり札</td> <td>100枚</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>広告塔又は広告板(広満のもの)</td> <td>2平方メートル未満のもの</td> <td>1件</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出される、又は表示された広告物を含む。)</td> <td>2平方メートル以上5平方メートル以下のもの</td> <td>1件</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5平方メートルを超えるもの</td> <td>1件</td> <td>1,000円に5平方メートルを超える面積が5平方メートルまでごとに1,000円を加えた額</td> </tr> </tbody> </table>		事務	単位	金額	大阪府屋外広告物条例(昭和24年大阪府条例第79号)第3条第1項、第8条の2第1項又は第15条第1項若しくは第2項に規定する許可の申請に対する審査(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条に規定する届出をした政党、協会その他の団体が、はり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとする場合を除く。)	アドバルーン	1個	650円		広告幕	1枚	350円		立看板	1枚	200円		はり紙又ははり札	100枚	250円		広告塔又は広告板(広満のもの)	2平方メートル未満のもの	1件	450円		広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出される、又は表示された広告物を含む。)	2平方メートル以上5平方メートル以下のもの	1件	1,000円			5平方メートルを超えるもの	1件	1,000円に5平方メートルを超える面積が5平方メートルまでごとに1,000円を加えた額		
事務	単位	金額																																			
大阪府屋外広告物条例(昭和24年大阪府条例第79号)第3条第1項、第8条の2第1項又は第15条第1項若しくは第2項に規定する許可の申請に対する審査(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条に規定する届出をした政党、協会その他の団体が、はり紙、はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとする場合を除く。)	アドバルーン	1個	650円																																		
	広告幕	1枚	350円																																		
	立看板	1枚	200円																																		
	はり紙又ははり札	100枚	250円																																		
	広告塔又は広告板(広満のもの)	2平方メートル未満のもの	1件	450円																																	
	広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出される、又は表示された広告物を含む。)	2平方メートル以上5平方メートル以下のもの	1件	1,000円																																	
		5平方メートルを超えるもの	1件	1,000円に5平方メートルを超える面積が5平方メートルまでごとに1,000円を加えた額																																	

備考

- 1 広告物及び当該広告物の掲出物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなし、当該広告物の掲出物件についての手数料を徴収する。
- 2 はり紙又ははり札の枚数の計算については、100枚に満たない端数は、100枚とする。

別表第7(第2条関係) 省略  
別表第8(第2条関係) 省略  
別表第9(第2条関係) 省略  
別表第10(第2条関係) 省略  
別表第11(第2条関係)

採石法関係

<u>項</u>	<u>事務</u>	<u>単位</u>	<u>金額</u>
1	<u>採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定による岩石の採取計画の認可の申請に対する審査</u>	1件	52,000円
2	<u>採石法第33条の5第1項の規定による岩石の採取計画の変更の認可の申請に対する審査</u>	1件	33,000円

別表第12(第2条関係)

砂利採取法関係

<u>項</u>	<u>事務</u>	<u>単位</u>	<u>金額</u>
1	<u>砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による砂利の採取計画の認可の申請に対する審査</u>	1件	37,700円
2	<u>砂利採取法第20条第1項の規定による砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査</u>	1件	17,000円

別表第13(第2条関係) 省略  
別表第14(第2条関係) 省略  
別表第15(第2条関係) 省略

別表第6(第2条関係) 省略  
別表第7(第2条関係) 省略  
別表第8(第2条関係) 省略  
別表第9(第2条関係) 省略

別表第10(第2条関係) 省略  
別表第11(第2条関係) 省略  
別表第12(第2条関係) 省略

